もの　0.0124

N_n　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0583

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0505

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0622

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0622

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0529

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0664

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0535

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る

もの　0.0125

N_n　平成 n 年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 93 号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成 8 年 4 月 1 日付自治準企第 94 号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0585

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0505

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0623

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0529

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0645

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0532

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0688

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0537

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る